

意見書案第 29 号



安心を保障する介護保険制度を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成26年3月14日

栗東市議会

議長 藤田 啓仁 様

提出者 栗東市議会議員

太田 浩美 (Seal)

賛成者 栗東市議会議員

大西 時子 (Seal)

## 安心を保障する介護保険制度を求める意見書（案）

私たちは40歳になった時点から介護保険料を支払います。それは介護が必要になった時、要介護認定を受けて、1割の利用料（自己負担）払えば、介護サービスを受けることができるからです。これが介護保険制度です。

ところが、いま政府で検討されているのは、「要支援」など軽度の高齢者を介護保険から外し、市町村が行う総合事業に移行することです。総合事業に移行される訪問・通所介護サービスは、在宅介護サービスの中心であり、全国的には約310万人が利用されています。今回の改定で軽度認知症の人が介護サービスから外されるのではないかと、という不安の声が広がっています。市町村の窓口で「要介護認定を受けるか、それとも認定を受けずに市町村が行う総合事業サービスを使うか」という振り分けをすることは、介護保険制度の根幹を揺るがす重大な問題です。

また、特別養護老人ホームの入所者を原則「要介護度3以上」に限定することも検討されています。特養ホームの待機者を解消するということなのでしょうか。これでは施設介護が受けられなくなり、行く場を奪われる人たちが生じかねません。

さらに、一定の所得があれば、現行1割の利用料を2割に引き上げることも検討されています。

こうした介護保険制度の改定は、「保険あって介護なし」という状況をより一層深刻にするものです。よって、こうした改定は行わず、安心が保障できる介護保険制度を確立されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 月 日

栗東市議会議長 藤田 啓仁

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

あて